

令和 7 年度第 2 回 検討委員会の主な意見と対応

主な意見と課題【発言者】	対応
(1) 前回検討委員会における主な意見と対応	
※特段の意見は無し	
(2) 駐車施策の方向性の検討	
基本施策(3)-6の「パーキング・メーター等の適正利用の促進」については、警視庁との協議・調整等はできているのか。上野・浅草地区についてはどのように対応するかも検討したほうがよいと思われる。【委員】	⇒「パーキング・メーター等の適正利用の促進」については、上野・浅草地区を含めた区全体での実施が必要と考えられるため、各所轄警察署と協議・調整のうえ実施する。
- 集合住宅条例の見直しについては、台東区内部でオーソライズはできているのか。本整備計画に記載して問題ないか。【委員】 - 本整備計画の策定にあたっては、様々な関係部署と擦り合わせを行ったうえで最終案につなげてほしい。【委員】	⇒集合住宅条例の駐車場附置義務の規定を地域事情や実態を考慮して見直す旨は、「台東区住宅マスタープラン（令和7年3月）」で既に示している。 中間のまとめ（案）の記載内容についても、所管の住宅課と調整済みである。 【資料2のp.15,36に記載】 ⇒中間のまとめ（案）の作成にあたり、所轄警察署、東京都、台東区関係部署の関係各所との協議・調整を行い、内容に反映した。 【資料2を参照】
- 集合住宅条例に駐車場の附置が規定された目的を教えてほしい。駐車場が不足していたからか。また、規定の見直しを検討することとなった背景を教えてほしい。【委員】 - 商店街における状況等、本整備計画内で具体的な例示を行ったほうが分かりやすいと考える。【委員】	⇒集合住宅条例で駐車場の附置が規定されたのは、住環境の質の向上を目的としているが、一部の建物では駐車場が時間貸し等により居住者以外に利用されている実態も散見されている。 商店街等では、共同住宅に設置される駐車場により賑わいの連続性や歩行者の安全性等が損なわれている。 そのような事情から、地域の事情やまちづくり方針等を考慮した集合住宅条例の段階的な見直しを検討する。 ⇒中間のまとめ（案）において、商店街における小規模マンションの駐車場設置の状況等の事例を追記した。 【資料2のp.15,36に記載】

主な意見と課題【発言者】	対応
(2) 駐車施策の方向性の検討	
・18-20 頁に路上駐車の状況や課題を掲載しているが、こちらに対応する施策は何か。33 頁には景観協定の事例や通りごとの施策の方向性が記載されているが、路上駐車への対策とどう結びついているのか。 【委員】	⇒中間のまとめ（案）に、現状・課題と基本方針、基本施策との関係が分かるよう、図を掲載した。 【資料 2 の p.32 に記載】
・浅草橋周辺も「特に歩行者の回遊性を高めるエリア」の対象であるが、当該エリアでも地域ルールの検討を進めるなら、「駐車場地域ルールの導入検討」の項で浅草橋周辺についても記載したほうが良いと思う。 【委員】	⇒浅草橋周辺は、上野・浅草周辺エリアと比べて地区全体の具体的なまちづくりの方向性等が示されていないことから、現時点では導入検討エリアとして示してはいない。 ただし、今後、上野・浅草周辺エリア以外においても、駐車施設の供給量マネジメントや配置の適正化による歩行空間の創出を必要とする場合は、導入の検討を行うものとする。 【資料 2 の p.44 に記載】
(3) 今後のスケジュール	
※特段の意見は無し	

以上